Keio Associated Repository of Academic resouces

<u> </u>	. •
Title	現代社会の存立構造の超克へ向けて:マルクス・公共選択・イヴァン・イリイチ
Sub Title	Beyond the structure of modern society : Marx, public choice, Ivan Illich
Author	高橋, 孝次(Takahashi, Kouji)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1983
Jtitle	哲學 No.76 (1983. 4) ,p.149- 172
JaLC DOI	
Abstract	This article is the attempt to criticize the structure of modern society and to construct the social system beyond it. To be criticized is the incentive system and the incentive-compatible framework in modern society. In modern society people try to identify themselves as the possessors of the commodities as distinctive signs (J. P. Baudrillard), status in organization, and money in market system. But the identification ends to failure, because of not the ontological structure of man as J. P. Sartre thought to be, but the social system in which people are motivated by the deprivation of identity. In this paper, first, I intend to describe the concept of Marx's socialism which is found in "Okonmisch-Philosophisch Manus-kripte" and "Grundrisse der Kritik der politischen Okonomie". His socialism is criticized with the aid of public choice theory and the decision making rule-unanimity rule-unajority rule etc, which is developed by political econmists called "Virginia School". Secondly, I intend to describe the thought of Ivan Illich and examine the significance of his, socialled, "autonomous action". In the examination it will be clear that "autonomous action" grounds the social framework which radically overcomes the structure of modern society.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000076-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代社会の存立構造の超克へ向けて

一マルクス・公共選択・イヴァン・イリイチー

·高 橋 孝 次*-

Beyond the Structure of Modern Society

----Marx, Public Choice, Ivan Illich----

Kouji Takahashi

This article is the attempt to criticize the structure of modern society and to construct the social system beyond it. To be criticized is the incentive system and the incentive-compatible framework in modern society.

In modern society people try to identify themselves as the possessors of the commodities as distinctive signs (J.P. Baudrillard), status in organization, and money in market system. But the identification ends to failure, because of not the ontological structure of man as J.P. Sártre thought to be, but the social system in which people are motivated by the deprivation of identity.

In this paper, first, I intend to describe the concept of Marx's socialism which is found in "Ökonmisch—Philosophisch Manuskripte" and "Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie,.. His socialism is criticized with the aid of public choice theory and the decision making rule—unanimity rule, majority rule etc, which is developed by political econmists called "Virginia School".

Secondly, I intend to describe the thought of Ivan Illich and examine the significance of his, so-called, "autonomous action". In the examination it will be clear that "autonomous action" grounds the social framework which radically overcomes the structure of modern society.

^{*} 社会学研究科博士課程 (社会学)

本稿は近代ないし現代社会の存立構造についての内在的批判的考察とこの社会の存立構造の揚棄の展望を提起しようとするものである。ここで「社会の存立構造」とは諸個人の相互的な関係が「社会」という固有の存在水準を形成するその構造であり、ここではその構造自体を相対化的に認識すること――つまり、その構造の歴史性を認識すると同時に(もっともこれが同時的に進行することは不可避なのだが)、近代ないし現代社会の存立構造を超克する構造を求めようとする。ひと言でいうならば、人間相互の社会関係の形態変化、かつ人間諸主体そのものの形態変化についての歴史認識と展望がここでの課題である。

(II)

人間相互の社会関係の形態変化,人間諸主体そのものの形態変化を把えるにはマルクス『経済学批判要綱』貨幣章の所謂「商品―貨幣論」的次元での人類史の三段階把握が有益である。今,その三段階把握を主としてマルクスに依り乍ら,それをより敷衍する形でまとめてみると次のようになろう。

① 自然成長的ゲマインヴェーゼン,あるいは無自覚的または無意識的なゲマインシャフト,人格的依存の社会形態.

この歴史の第一段階が「自然成長的」で「無自覚的」,「無意識的」であるのは,交換や交換価値や貨幣の未発展な制度に対応する社会的交通の形態——すなわち直接的に「人格的依存諸関係」においては「人間的生産能力はごく狭い範囲で,かつ孤立した地点でのみ自己を展開する」ことに照応して,この共同体に対して屹立するような個の自律性,対自性の契機を欠いているからである.

この「人格的依存」の段階とは具体的には原始共同体(アジア的・古典

古代的・ゲルマン的),奴隷制的共同体,封建的共同体である.

② 物象的依存性(商品貨幣関係)のうえに形成される人格的非依存性の社会形態.

この第二段階においては、諸個人は①の原生的な共同体のきずなから解放され、反省的な意識の主体として確立するけれども、そこでの社会関係は、それが諸個人の特殊な意志や目的から発しているにもかかわらず、それら個人によってはどうすることも出来ない、諸「法則」の構造として、対象的=客観的な姿態をとってあらわれる。(ここでは例えば個別的な需要供給曲線を描くことにおいてのみ主体的であり、価格決定のような社会過程の方は、自動的な決定に委ねられているようなそうした個人を考えて欲しい。)

この第二段階の具体的な形態として,近代市民社会とその展開としての現代社会が対応する.

③ 諸個人によって意識的に制御されるゲマインヴェーゼン, 自覚的または意識的なゲマインシャフト.

この第三段階とはマルクスに沿う限り、「社会主義・共産主義」社会の存立構造についてのイメージをなす。つまり、諸個人の物質的・精神的内実を規定している社会的連関の総体を諸個人の対自的(自覚的・意識的)な統制の下におき、自立的な力として諸個人に対立している社会関係(貨幣一商品関係)を諸個人の共同的社会関係へと変革するような段階である。ただし、本稿は、近代ないし現代社会の存立構造を超克するシステムを諸個人の共同的社会関係として構想する試みに根本的な疑問を投げかけようとするものである。したがって、ここでの第三段階の規定は飽くまでも暫定的なものである。

以上,人類史の三段階把握を踏まえたうえでまず問題となるのは①から ②への移行である.この過程を当該社会システムの諸個人の存在確証 (ア

イデンティティ)という見地からみる時,近代そして現代社会の孕む回有の問題性が明らかとなる.つまり,①から②への移行とは①の社会がそれを通じて諸個人のアイデンティティの問題(つまり,已れが何者であるかについての自己認識)に一定の解答を与えていた意味論的宇宙の崩壊,社会学者デュルケームの所謂中間集団の解体による欲求の無規制状態(アノミー)の出現,経済人類学者カール・ポランニーの言う「社会が経済を包み込むのではなく,経済が社会を包み込む社会」への移行,そして大衆消費社会の記号学的解読を行なっているボードリヤールの言う,モノが使用価値の機能的論理と象徴的交換の論理で機能していた社会からモノが交換価値の論理と示差的記号としての価値の論理で機能する社会への移行を意味している。こうした①から②への移行を特徴づける諸現象を統一的に理解するために,以下のような定式化が可能であるように思われる.

[社会的実体(土地・労働)の擬制商品化〕 \rightarrow [神話的 世界観の 崩壊,モノの象徴的機能の剝奪)] \rightarrow [アイデンティティの 喪失(自己の 存在確証の喪失)] \rightarrow [近代・現代社会に おける 市場の下での貨幣所有者としての存在確証,あるいは大衆消費社会における示差的記号としてのモノの所有による存在確証(ステータス・シンボルとしてのモノ等),あるいは組織における地位の物神的追求による存在確証〕.

この①から②への移行において問われるべきことは、近代ないし現代社会において人間がいかなる動機を基準として主体的・能動的に活動しているか、ということであり、そしてまた、近代ないし現代社会の存立構造とそれに照応する社会制度はいかなる価値体系に対して適合的になっているか、ということである。個人の動機という側面に関しては、近代社会になってはじめて「私的利益」なる概念が登場したこと、市民社会とはそうした「私」的利益を追求する諸個人から成る「利己心の体系」であることに

注意するならば、諸個人は私的利益――つまり自己にアイデンティティー (存在確証)を与えてくれる金銭的報酬や 関係財としての 社会的地位等の 追求によって動機づけられていると言いうる.こうした動機に適合的(イ ンセンティヴ・コンパティヴル)な社会制度として市場原理と組織原理は 存在する.というのも市場システムとはそのシステムの目標(利潤原理を 媒介とした効率性の達成)と各個別主体における動機づけ (金銭的報酬) の問題を最も合理的に解決するものであるし、組織原理のもつ階層的構造 は単に指令一報告の情報連結にとどまらず組織内の階層上の地位を与える ことによる動機づけとしての機能をももっているからである。さらに官僚 制的な組織構造の場合にはそれが諸個人の多様性を取り込む回路を原理的 にもたないという意味においても地位の物神的追求という動機づけに適合 的なものとなる。こうした近代ないし現代社会の存立構造、それに照応す る社会的枠組(市場原理、組織原理)と諸個人の動機づけの三位一体が克 服さるべき課題となるのは、人間のアイデンティティの充足という見地か らみるとき,近・現代社会はその充足の欠如によって特徴づけられるからで ある. 近代市民社会以後の急速な生産力の発展はそうした諸個人のアイデ ンティティ充足の不断の挫折をシステムの内に取り込むことによってはじ めて可能にされたと言いうる. 例えば市場原理に内在する格差原理, 競争 原理はサルトルが「存在と無」で示した「即自=対自」を目指す人間の存 在構造、「相剋」としての人間関係を 近代市民社会そして 現代社会の内に 完壁に現実化する. 所得再分配でさえ, 市場原理のもつインセンティヴ機 能を損うことの無いよう、周到な歯止めが経済政策の立案者によってかけ られているのである. 組織原理における様々な褒賞制度, 組織内の階層上 の地位を与えることによる動機づけも市場原理と同様の格差原理、競争原 理の導入によって組織としての機能的合理性を達成しようとする試みであ るし、生産力の高度な発展の結果としての大衆消費社会自身、ボードリヤ ールが解明したように生産・流通・分配の諸過程のみならず消費過程をも

自己の生産力として組織しようとする資本システムによって、欲求が示差 的記号としてのモノのシステムへと回路化された結果なのである.

現代人がシゾイド(分裂病質)的人間として現われ、分裂病が現代社会において主要な精神疾患として現出してきた背景には、アイデンティティー(自己の存在確証)を不断に挫折させることによってシステム自体の機能的合理性を追求しようとする近・現代社会の社会システムが存在するのである。

(III)

J・ハバーマスに依れば、ある社会の安定性とは、社会統合と体系統合が合致し、かみ合っている場合にもたらされるという。本節では、近代現代社会の社会統合の側面(貨幣・地位の物神化によるアイデンティティの追求)とそれに適合的な制度的枠組を超える、新たな社会統合と体系統合とを可能にする社会システムを考察する。

それは先に③の社会システムとして定式化したものであった.これについて検討してみたい.③の社会システムとは近代市民社会を揚棄した社会システムを「使用価値生産」によって性格づけようとしたマルクスに習ったものであった.マルクスは言う「私の生産物を君が享受あるいは使用することのうちに、私は直接につぎのような喜びをもつであろう.すなわち、私の労働によって、ある人間的な欲求を満足させると同時に、人間的な本質を対象化したと、したがって他の人間存在の欲求にその適当な対象を供給したとする喜びであり……」(『経済学・哲学草稿』)ここでマルクスによって描かれた社会統合の在り方——筆者流に表現するならば、ここでのアイデンティティの充足の仕方とは、自己を「生産有機体」のかけがえのない一員として確証するものであるように思われる.初期マルクスの意図に沿う限りでは新たな体系統合の在り方は、J・ハバーマスが指摘するように、近代の認知的一道具的合理性に対して、コムニカティヴな合理性を

対置することでなければならないだろう.「理想的な発話状況」の下での「合議に基づく集団決定」とでもいうべきものがここで目指されるものとなろう.

しかしながら、こうした「合議に基づく集団決定」モデル、あるいは政治による経済の包摂モデルというべきものが果して新たな社会統合の理論たりえるであろうか。「使用価値生産」によって特徴づけられる社会統合の在り方は、「自己が同意しなかった社会的選択によって蒙る損失・費用」を極力非除するものでなくてはならない。これをいま、「政治的外部費用」と呼ぶなら、この費用の増大は、即、社会学者J・ガベルの「虚偽意識」、P・Lバーガーの「物象化された意識」、すなわち「人間の創造物をあたかもそれ自体で存在するかのように見做す意識の在り方」へと導く。こうした物象化された意識の在り方は、それがサルトルの「実践惰性態」を生み出すという意味において「使用価値生産」のまさに対極に位置する。したがって問題は「政治的外部費用」を避け、「諸個人の多様性を取り込む回路」の原理的可能性を問うことである。まず全員一致ルールを初めとする手続き原理の検討から始めよう。

その((1)) 全員一致ルール

手続き原理は、決定ルールのみを特定化し、そのルールによる決定内容についてはそれがルールによって特定化された人々の支持がある限り、正当なものとみなそうとする原理である。したがって、純粋な「集団決定」とはとりも直さず全員一致ルールでなくてはならない。全員一致以外のあらゆる意思決定手続き(1人決定ルール=独裁から多数決ルールを経て全員一致に至るルール)は、そのルールによって特定化される成員からの支持さえ得られるならば、他の成員に重大な政治的外部費用を与えることを避けることが出来ないという意味で「使用価値生産」とはなじまないものである。しかし、この全員一致ルールも固有の問題性をもつことを見逃し

てはならない. つまり一般的に社会的選択のためのルールとは意思決定手 続きが通常そう思われているような「変化をおこすための人数」を特定化 するだけでなく、「変化を阻止するための人数」 をも特定化するものだか らである。全員一致ルールに関してJ·S·フィッシュキンは次のように 述べる.「我々は政策の遂行(commission)によって損失を蒙る集団と政 策の欠如 (omission) によって損失を蒙る集団とを区別しなければならな い、政策の欠如から帰結する重大な損失を考慮するならば、全員一致 (unanimity) でさえも大部分の成員に専制的な(tyranneous) 選択を課 すことが出来る、全員一致の下では1人でさえも常に政策の遂行による損 失を避けることが出来るというのは本当である.しかし、もちろん、それ ゆえに1人を除くすべての人々が政策の欠如によって損失を蒙ることにな る. 誰もが拒否権をもっている. 誰もが自分1人の力でほかのすべての人 々に影響を与える政策欠如を生み出すことが出来る」. つまり 全員一致ル ールでは、政策の遂行に1人でも反対すれば、その政策の遂行は阻止され ることになる. 政策欠如という 側面を考慮に 入れるならば, 全員一致 は 「政治的外部性」を課すことを避けることが出来ないという意味におい て、他の決定ルールと同様の欠点をもつと言いうる。全員一致ルールがこ うした背理を生むのは決定ルールが最も独裁的な1人決定ルールから全員 一致ルールへと接近するにつれて確かに政治的外部費用は低下するが逆に 意思決定のための費用は増加すると考えられるからである.意思決定費用 が増加しつつあるとき、完全な成員の意思統一を図ることは禁止的なもの となる、ここから全員一致以外の便官的ルールを選択することが求められ る. 全員一致ルールに固執するなら、それは実質的に1人決定=独裁とい う全員一致の理念とは全く逆の事態を生む...

その((2)) 多数決ルール

相対的な多数者の意思をもって社会的意思決定とする「多数決原理」は、

同意を必要とする人数、すなわち意思決定費用が他の決定ルールと比較した場合に最少になるという意味において、さらにある政策の遂行(commission)と欠如(omission)の決定においてより少数のグループを出来るだけ大きくする装置であるという意味において他のルールに対して優位性を有する。こうした多数決原理は、少数者に対する政治的外部性を避け得ないという意味で「諸個人の多数性を内在化する回路」では在り得ない。しかしながら、多数決原理は個々の決定については確かに特定の個人、集団に政治的外部性を与えることを避けることは出来ないけれども、長期的に見るならば、ある個人が多数者に属する可能性と少数者に属する可能性とがほぼ等しくなり、このルールの下で利得の相互性が保証されると言いうるかもしれない。

こうした指摘には一応の意義は認められるが、関谷論文に引用された Aranson らが指摘するように、例えば今日の国家がそうであるように、ある特定の機関の関わりをもつ領域が拡大すればするほど、その領域すべてについてある特定の機関の政策を支持する投票者の数は減少すると考えられるし、そうした政党なら政党に対する支持と各政策に対する支持との乖離は、投票者がその最も重要と考える政策を掲げる政党に投票するときには更に拡大するだろう.

前者の例は表1に示される. ここでは2党制(C, L), 3つの政策(1,23),4つの投票者グループ(A, B, C, D),多数決ルールを仮定する. 投票者グループは自分の支持する政策をもっとも多く掲げる政党に投票する. この結果, C党が過半数を得てその政策のすべてを実行に移すが,各個別の政策については常に66%の人々がL党を支持し,政治的外部性を蒙ることになる.

後者の例は表2に示される。ここでは投票者グループは11. 政策の数は 10. この場合C党は過半数を獲得するが、C党の実行するすべての政策に ついて大多数の国民が政治的外部性を蒙ることになる。

==	71
7	
2	\

投 票 者	政策	選ばれる政党
	1 2 3	
A (17%)	C C L	C)
B (17%)	C L C	C 51%
C (17%)	L C C	c
D (49%)	L L L	f L

66% 66% 66% (各政策についてのL党の支持率)

表 (2)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
A (5.1%)	С	L	L	L	L	L	L	L	L	L	C,)
B (5.1%)	I.	C	L	L	L	L	L	L	L	L	С	
C (5.1%)	L	L	C	L	L	L	L	\mathbf{L}_{\cdot}	L	L	C	
D (5.1%)	L	L	L	С	L	L	L	L	L	L	C	
E (5.1%)	L	L	L	\mathbf{L}	С	L	\mathbf{L}	L	L	Γ	C) 51%
F (5.1%)	L	L	·L	L	L	C	L	L	L	L	C	7 31 70
G (5.1%)	L	L	L	L	L	L	С	$_{i}L$	L	L	С	
H (5.1%)	L	L	L	L	L	L	L	· · C	L	L	С	
I (5.1%)	L	L	L	L	L	L	L	$^{-}$ L	C	L	C	
J (5.1%)	L	L	L	L	L	L	L	\mathbf{L}_{\cdot}	L	C	c	
K (49%)	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	

94.9% (各政策についてのL党の支持率)

こうした表(1)、(2)で示される状況はまさに「囚人のディレンマ」 (Prisoner's Dilemma) 的状況にほかならず、ここでは多数決原理における利得の相互性は保証され得ない.

また表(1),(2),で示された状況は何も政府と投票者の事例に限られず, 例えばひとつの政策の及ぼす影響が他の多くの領域にまたがるときには同 様の囚人のディレンマ的状況に陥る可能性が存在する.

また周知の Arrow の一般不可能性定理は成員間の共通の価値尺度の存

在如何によっては個人の選好を集計する如何なる方法も、斉合的な社会的選択を導出し得ないことを明らかにし、「諸個人の多様性を内在化する回路」の原理的不可能性を示すものであった*.

*Arrow の投票の逆理についての判り易い例として次の様なものを考えてみよう. 今, 3つの選択肢 A, B, C があり, 99人の有権者がいるとする. 有権者達の3つの選択肢に対する投票は次の如くである. ここでAとCの投票ではCが選ばれ,

医胸膜切除性 医自体性皮肤 有多语的

49人 A>B>C

49人 C>A>B

1人 B>C>A

CとBの決戦投票ではBが選ばれ、結局のところ、もともと1人しか支持者のいないBが社会的に選択されることになる.

多数決原理の特性については Usher の議論も忘れてはならない. 民主政治=多数決原理は,稀少なものの割当てを行う方法としては論理的に破綻する性質のものであることが彼の「15人モデル」によって示された. 民主政治=多数決原理は,所得の割当てのメカニズムとしてではなく,指導者の選択や貧富の所得格差の縮少,法律の制定等に限定さるべきであるというのが彼の主張であった.

(IV)

以上、手続き原理をめぐる議論から我々は近代・現代社会の存立構造を超える社会システムの原理を「合議にもとづく集団決定」としては構築し得ないと結論せざるを得ない。それは原理的に不可能であるように思われる。もしくは、原理的に不可能ではあっても事実的に生起してくる「融合集団」(サルトル)としてしか在り得ないことを示しているように思われる。そしてこの「融合集団」が「自他の融合」を意味するがゆえに如何なる時代にあっても経過的・一時的な形態にすぎないことは、全員一致ルー

ルの原理的不可能性という先の規定をなんら覆すものでは在り得ない.今, 社会的意思決定(組織としての意思決定として一般化しても良いが)をひ とつの公共財と見做すなら、Olson が語るように、まことに「分割不可能 な目的(集合財)に対して類似の欲求(価値)をもつ場合に最大限の調和 が達成される」(M. Olson., The Relation of Economics to The Other Social Sciences).

また、全員一致ルールも政治的外部性を避けることが出来ないとの結論は、「労働者自主管理」的な発想をもってしては資本制市民社会における貨幣の物神化、交換価値生産を超克することが困難であることを示している。なぜなら、自主管理された社会においても意思決定過程での政治的外部性=専制を避けることが出来ないからであり、それが制度化されたものであろうとなかろうと、「寡頭制の鉄則」(ミヘルス)を招来せざるを得ないからである。

しかし、こうした困難さは、②の社会システムを超える視点を、「社会が経済を包み込む」(K・ポランニー)、あるいは政治(社会的選択、公共選択)が経済を包摂するものとして、つまり、飽くまでも政治的行為を「諸個人の個々の選択の集積」として定義づけ、それによる経済の包摂を考えていたからにほかならないように思われる。社会的相互作用を前提とする限り、Wolff のように全員一致直接民主々義(unanimous direct democracy)が唯一、他人の意思に左右されない独立した自律的人間存在を保証するものとなる。社会的相互作用を前提とする限り、それはサルトルのいう融合集団一つまり、本論で述べた新しい政策の遂行(commission)における全員一致以外には在り得ない。この融合集団を唯一の組織原理とする限り、ほとんど何も決まらないであろう。

社会的選択にゆだねられるべき事柄が本来的あるいは技術的に分割不可能で、個々人の決定にではなく、飽くまでも共同決定を必要とする限りに おいてこうした政治的外部性を避けることを出来ない.

しかし,近代そして現代社会において政治的外部性とそこから生じる社会的紛争をよりいっそう深刻なものにしているより重要な原因は,制度的調整によって創り出された共同決定の必要性,つまり決定の分割不可能性にあるように思われる.

例えば、本来分割可能な財・サービス(ということは本来分割された意 思決定の可能な 財・サービス) である 「移動」 について考えてみよう. 「移動」が本来分割可能な財・サービスの範疇に入るというのは、それが イヴァン・イリイチのいう「自律的な生産様式」=「歩く」としても実現 しうるからである.これに対して「移動」を分割不可能な財として扱うと いうことは、それを「他律的生産様式」=「モーター付き乗り物」として 実現することを意味する [I . イリイチ, Tools for Conviviality, Harper & Row, N.Y. 1973 及び Energy and Equity, Carder and Boyars, 1974.] 「移動」を他律的な生産様式として実現すること(イリイチ流に表現する なら「加速化」として進行させること)に伴う政治的外部費用は二重であ る. まず第一に、モーター輸送による社会の編成は事実上、自律的移動= 歩行による交通を排除し、イリイチのいう根柢的 (radical) 独占をもたら す、第2には、個人が「移動」の手段を強制的にではあれ自由な選択によ ってではあれ他律的生産様式=モーター輸送に頼るときは、彼はそうした 自由な「消費者」としての自己規定の中で自己の労働処分権を絶えず他人 に譲渡する自由な労動者としての自己規定をも身に蒙ることになる. つま り、自己を「消費者」として位置づけるときから彼は他者との複雑なネッ トワークの中へと、つまり共同決定の必要性の中に入ることになる.

こうして、一般に分割可能な(ということは分割された意思決定の可能な) 財を集合的過程を 通すことに よって 分割不可能な 財に変換することは、多様な価値の発現を抑制し、そうでなければ存在しなかった社会的紛争、政治的外部性を新たに創り出すことになる.

こうした政治的外部性を排除する方策と目されているものを次に幾つか 検討してみたい.

(VI)

A. Hirschman (Exit, Voice, and Loyalty 1970) のように、分割可能 な財が集合的過程を通して分割不可能な財に変換され、選択可能性――つまりその財・サービスを享受しないという退出 (exit) の可能性を奪われてもその代わりに集合的な意思決定に参加する権利、すなわち、告発 (voice) の権利が与えられるならば、選択可能性を失うことによる不利益を償うことが出来るという主張もある. しかし、当然予想されるように、そうした告発 (voice) によっては財が分割可能なままであった場合に比べてより少ない効用しか得られず、政治的外部性と社会紛争の可能性はなお存在するだろう. というのも、告発 (voice) という政治参加のレベルは単に共同決定の内容と自らの選好との乖離(強制=政治的外部性)の程度のみならず、告発 (voice) という参加に伴う費用にも依存するのであるから、それによって政治参加のレベルが抑制されるからである.

多数決民主々義の下で、少数者は自分の望まない決定に従うことを強制 されることは言うまでも無いけれども、多数者と云えども、財が分割可能 であった場合に選択したであろうものと同じものを得ることは出来ない.

C. Tiebout の「足による投票」(voing with one's foot)は一度失なわれた退出(exit)の可能性を導入し、自らの選好に基づいた地域間移動、あるいは組織間の移動によって自己の選好に最も近い集合財の選択が可能になるというものである.

確かに多数決,全員一致,その他の伝統的投票手続きに較べて,Tiebout の足による投票は,驚くほど単純な方法によって人々を同じような選好をもつグループに分類することを可能にするように思われる.つまり,自発的協調原理が選択可能な組織(部門,コミュニティ)間の移動という仮定を通して遂行されるようにみえる.しかし,政治的外部性の排除という点に絞っただけでも,厳密な外部性の排除のためには個人の選好と同数の組織,コミュニティを必要とすることになる.

こうして我々は、最後的に、制度的調整によって分割不可能とされた財 (及びそれに対応する意思決定、選好)を、逆に制度的調整によって分割 可能な財とする可能性について論じる必要性に迫られることになる.

しかしこの課題は、今日の公共選択理論が想定しているものとは一線を 画する.

公共選択理論の立場からは、通常「公共財」の特性としてあげられている「等量消費」あるいは「非排除性」、「不分割性」が個々の需要者の立場からは「非選択性」を意味するものとして、人為的な分割不可能性=公共財を私的財として供給する制度的調整を探ることをその課題としている。つまり、そこでは公共財と私的財との、政府と市場との対照が目指されていたわけである。しかし、ここにはイリイチのタームで言うならば自律的生産様式(例えば、歩く、癒す、学ぶ etc)と他律的生産様式(モーター輸送、病院化、学校化)との対照関係が欠落している。このことによって確かに私的財の購入というレベルでは(ということは消費者としての存在のレベルでは)政治的外部性を排除し得ても、なおかつ他律的生産様式という在り方に依存することによって、他者との相互依存関係=外部性の発現を阻止し得ないのである。

イヴァン・イリイチの業績は、その理論展開自体に問題を多く残すとしても、自律的生産様式という在り方が政治的外部性の排除という課題に有効であることを示唆するものとして評価しうる(もちろんこうした議論を

彼自身が行なっているわけではない).

経済学者は私的財と公共財(総じて他律的生産様式)の問題については多くの発言をし、今日、市場の再評価へと向いつつ、小さな政府の議論を行なっているが、この自律的生産様式という在り方についてはほとんど言及がなされていない。

(IIV)

人間の 行動の目的 には 分割可能(divisible) な目的と分割不可能(indivisible) な目的とを区別することが出来るだろう. 分割可能な目的に対 しては(市場原理がまさにそうなのだが)諸個人が多様な価値を持つ場合 に社会的調和が達成され、同じことだが、政治的外部性も最小となる. こ れは経済学者の社会的調和に関する見解でもある. 逆に, 分割不可能な目 的に関しては(組織原理がまさにそうなのだが)諸個人が同質的(homogeneous) である場合に社会的調和が達成される。つまり政治的外部性が 最小となる. これはT・パーソンズをはじめとする社会学者の社会的調和 に関する見解でもある. 現代社会が社会的相互依存関係の複雑化. 緊密化 の結果として、絶対的にも相対的にも分割不可能な目的の領域を拡大して いるということ, Daniel Bell や Benjamin が指摘するように脱工業化社 会はこうした分割不可能な目的(集合財)の増大とそこから生ずる社会的 紛争の増大を特徴とするということ――こうした分析を踏まえるならば、 現代社会における主要な問題とはとりもなおさず制度的調整によって意図 的にもたらされた政治的外部性にこそあり、それは「小さな政府」を越え た「諸個人によるひとつひとつの行為の取り戻し」=「自律的生産様式」 =「歩き・学び・癒す」発想をこそ要求するものであるということ、した がって他律的生産様式、あるいは公共財、あるいは集合的意思決定の必要 性をまず問題視することが先決であって、組織論の適用範囲を目的そのも のが本来的あるいは技術的に分割不可能な性質をもつ、そうした領域に限 定すべきであることが指摘される.

産業化(加速化、学校化、病院化)――イヴァン・イリイチに依るならば他律的生産様式――に依存し、自己の生活をより多くの商品・サービスでもってつくり出そうという社会は、政治的自律性の麻痺をその代償として払うことになる。「政治」(社会的選択、公共選択)による「経済」の包摂=使用価値生産を「合議に基づく集団決定」としては為し得ない以上、残された道は「諸個人による政治的自律性の回復」以外には在り得ないように思われる。ここでは「政治」とは「個々人の選択の集積としての社会選択」――それが K. Arrow の「投票のパラドクス」を生むか否かに関わらず――としてではなく、次のような新たな定式化を必要とする。政治的自律性とは上部構造に制度化された政治への参加(アンガジュマン)ではなく、「歩く」・「学ぶ」・「癒す」といった自律的生産様式そのものの内に体現される、と

イリイチは、こうした政治的自律性の回復された形態(歩く・学ぶ・癒す) をそれぞれ「移動」・「教育」・「健康」について最も効率的な形態と把える.

ここでは「効率と平等」のトレード・オフという問題についても興味深い解答が示される.つまり、効率は、人々が最も平等(自律的生産様式= 政治的自律性の回復)になったとき最高度に達成される、と.

(VII)

本節では「自律的生産様式」に基づく社会の人々による受容可能性(acceptability)を問題にしようと思う。

最初に断わって置きたいことは、「自律的生産様式」に対する批判のそのほとんどが批判者自身の生きる現代社会の存立構造の相対化的認識を欠落させた上に展開されているということ、したがってその批判も「自律的生産様式」に対する内在的批判になっていないということである.

例えばイリイチ流の考えが「過去志向型」であって, 果して「自律的生

産様式」で現在のような生活水準を維持し得るのか、という疑問が提起される.

しかし自律的生産様式に基づく社会を現代社会のシステム自体がその存 続のために生み出さざるを得ない10,000種類に及ぶ財貨を供給し得ないか らといって批難するに当らない.

諸個人をアイデンティティの喪失によって動機づけ、そして人々が失なわれたアイデンティティを商品・貨幣・地位等の所有によって回復しようとする社会にあって初めて10,000種類もの財が必要となる。そうした動機づけを欠く社会は5,000種程度で回転しうる――つまり人々によって受容可能な社会でもあり得るだろう。

P. ロザンバロンはモノに対する欲求を差別的な社会構造との関連で明らかにしている.

「欲求は、それが特定の機能をもった特定の物に対する具体的要求として考えうる場合にのみ、他から切り離されたものとして個別的に取り出すことが出来る。しかし欲求は、諸欲求の体系としてしか存在しない。ジャンボードリヤールは、まさしく、欲求の体系とは生産体系の産物であると書いている。それは生産諸力の組織化された延長なのである。したがって欲求の体系は、分配システムと、つまり社会構造の諸基準と本質的に同一である。もし人が欲求と呼ぶところのものが社会的地位の相違の表明としてしか存在しないとすれば、つまり平等化と区別化との社会的弁証法だけによって構成されているとすれば、欲求という概念は社会関係の概念の言い換えにしかすぎない……」

人間の欲求とは即自=対自、つまりアイデンティティ(自己の存在確証) への欲求に還元されるというのがサルトル「存在と無」の分析であった. サルトルに依れば即自=対自は達成不可能な理想とされる.しかしこうし た人間の欲求構造,アイデンティティの挫折の構造はサルトルがそう考えていたようにア・プリオリなものでは決して無く,ある特定の制度的枠組でのみ顕現する.

したがって近代ないし現代社会の存立構造を超えるという課題は、まず アイデンティティの喪失を人間の動機づけとして組織する社会システムの 機能の廃絶を求める. ロザンバロンの言葉をかりるならば、社会主義を欲 求の経済の上にではなく、「社会関係の経済の上に築くこと」が必要である.

欲求が様々の不平等状態の反映でしかない以上,近・現代社会の批判は,まず何よりも生産と分配を支配している差別の経済——不均衡,ヒエラルキー,不平等の批判でなければならないということになる.

VIでみたように、「自律的生産様式」は「歩き・学び・癒す」人間の自律的能力の内にその平等性の発現をみていた.

アイデンティティの喪失を人間の動機づけとして利用する(言い遅れたが、競争原理に基づく社会であっても個々の局面をとるならば敗者ばかりではなく自己のアイデンティティを強化した勝者も存在する。しかしこのことは現代社会をアイデンティティの喪失で特徴づけることと何ら矛盾しない。現代社会の特徴付けは飽くまでも研究者の問題意識に依存する)市場システムについては、そのインセンティヴ機能を抑制するためにより拡大された所得再分配が要求される

しかし「社会主義を社会関係の上に築く」ことは「経済的平等」モデルを構築することと同一ではない。結果的に経済的平等モデルに帰着したとしても逆は真ではない。事実、例えば社会で生産される財を高級財と基本財に分けたとき、高級財の生産制限によって基本財の平等を図ろうとするならば、逆に、稀少な高級財を利用出来る特権階級を生むであろう。これは平等主義のアポリアといえる。

医乳头 医内耳氏管 医网络氏点染 医睫状菌素 医电阻性 建二氯化二甲基甲基

(XI)

最後に残された幾つかの点に触れておきたい.

まず、これまでの本稿の分析が「社会科学」ではない、というかなり否定的ニュアンスを込められた批判に答えておかねばならない。

確かに「社会科学」を「諸個人の特殊な意思や目的から発しているにもかかわらず、それら個人によってはどうすることも出来ない諸『法則』の構造として、対象的=客観的な姿態をとって現われる」社会関係についての科学として定義づける限り、この批判は正当である。

これに対して本稿の分析は、H.~G.~ ガダマーやP.~ リクールらの所謂「解釈学」(Hermeneutik) に通柢するものである.

というのは、解釈学は、当該社会システムにおいて個人の抱く先入見や先行判断、ドクサ (Urdoxa) を退け、既知なるもの、あるいは、A.シュッツのいう「自然的態度のエポケー」によって自明視されてきたものを一担カッコに入れ――即ち、日常的判断のみならず科学的と称される認識についても判断停止を行い、これまで自明視されてきた世界を問題視しようとするからである。現代社会を相対化的に認識する視座をそれは提供する.

したがって「解釈学」的認識は「社会科学」的認識の存立する基盤その ものを浸食しようとする. 「社会科学」 的認識が現代社会の存立構造を自 明視するのに対し,「解釈学」的認識はその超克を志向するからである.

「社会科学」的認識の側からの批判は、本稿の乗り超えようとした当のもの(現代社会の存立構造)を前提として展開されたものと云いうる.

答えるべきもうひとつの点は、様々な制度のもつ特性を列挙する「定性的分析」に関するものである。つまり、本稿のように制度に含まれている意味を明確に特定化するのではなく、ケース・バイ・ケースでアド・ホックな判断を行い、状況に応じて特定目的に適合的な制度的枠組を対応させようとする方法も存在する。しかしながらこのケース・バイ・ケース処理

がいわゆる安全弁としてなりきってしまい、制度の根本的な改善の可能性を封じてしまうことになりかねず、また.アド・ホックな対応は制度に対する不信を生むことになりかねない。それ以上に、こうしたアド・ホックな対応では、既に生じてしまった政治的外部性を内部化しようとするにすぎず、不完全なものであることが指摘される.

より優れた社会システムの開発の可能性はまだ開かれており、そうしたシステムの開発こそ、哲学者、社会学者、政治学者、経済学者の学際的研究に求められるのである。

注

- (1) P. Berger, B. Berger, H. Keller., The Homeless Mind, 1973.P. Berger., The Sacred Canopy, 1967.
- (2) こうした議論の背景には、資源物理学の教えるようにエントロピーを一定に保つことが地球と生物の生存の条件であるように、アイデンティィテを一定に保つことが人間と人間の共同体の生存にとって不可欠であるとの基本的認識が存在する.
- (3) サルトル「存在と無」における「相剋」としての人間関係とは、諸個人が 「即自=対自」を目指して自己の私的利益(それが市場における貨幣の物神 的追求であったり、 組織における 地位の物神的追求で あったり するわけだ が) を追求する限りにおいて現出するものであった。 ゆえに、 サルトルの 「即自=虚無」としての人間把握が歴史貫通的なものでは決してなく、近代 市民社会に適合的な、それゆえ単なる近代市民社会における人間の自己認識 にすぎないのと同様に、「私的利益」なる概念、「相剋」としての人間関係も 近代市民社会に固有なものでしかありえない、共同体が諸個人の自己確証に 一定の解答を与えていた「人格的依存性」に基づく社会においては、「無」 としての人間という認識は成り立ち得ないし、それゆえに、自己に存在の確 証を与えてくれるモノ(貨幣、様々な商品、地位等)を物神的に追求すると いう構造も成り立ち得ない、つまりそこでは私的、排他的利害の成立する基 盤を欠いている。私的利害の追求による「即自=対自」の構造を欠いている 以上、そこに近代市民社会におけるのと同質の「相剋」的人間関係を想定す ることは出来ない. 「利害」, 「相剋」 はそこでは共同体のレベルでのみ議論 出来るにすぎない.
- (4) こうした方法でのシステムの設計は経済学的分析に顕著なものである. 例え

- ば、企業の内部組織の問題を扱った Leibenstein の X 効率論を挙げることが出来る.
- H. Leibenstein., "Allocative Efficiency vs X-efficiency", American Economic Review, June, 1966.
- (5) J. Gabel., La fausse conscience, Paris, 1962.
- (6) P. バーガー, S. プルバーグ 『物象化と意識の社会学的批判』(現象学研究第2号 山口節郎訳, 1974年).
- (7) J. S. Fishkin., Tyranny and Legitimacy, A Critique of Political Theories, 1979.
- (8) D. M. Barton., Constitutional Choice and Simple Majority Rule, Journal of Political Economy, 1972.
- (9) 「多数決ルールは、保守的な少数者の専制を最小にする一方、同時に、如何なる少数者にも変化を始めるための一方的な力を与えないと言いうる制度である. つまり、他人へ費用を課すことと、他人へ費用が移転されないようにすることとの間には、ほとんど差はない. 力は、費用を課すことの出来るグループにも、それを防ぐグループにも共に存在する. 多数決ルールは、これらのグループのより小さな方を出来るだけ大きくするひとつの装置である」(W. J. Baumol., Welfare Economics and the Theory of the State, 1952).
- (10) 関谷 登「ヴァージニア学派の方法論とその今日的意味」日本経済政策学会 年報 1980.
- (11) P. H. Aranson, P. C. Ordshook., A Prolegomenon to a Theory of the Representative Democracy, 1977.
- (12) K. Arrow., Social Choice and Individual Values, 1951.
- (13) D. Usher., The Economic Prerequisite to Democracy, 1981.
- (14) R. P. Wolff., In defense of Anarchism, 1970.
- (15) C. Tiebout., A Pure Theory of Local Expenditures, Journal of Political Economy, Oct. 1956.
- (16) 公共選択理論については「公共選択の研究」(現代経済研究センター発行 勁 草書房) 参照.
- (17) P. K. Ekeh が『Social Exchange Theory』1974の中でレヴィ・ストロース,デュルケームらを援用して描こうとしたのは、分業が単純なものから複雑なものになるにつれて、そして社会的交換が限定的なものから一般的なものになるにつれて社会的連帯のレベルが高まるということであったが、そう

した社会的交換と分業の高度の相互作用の行なわれる現代社会において,一見非常に合理的に機能しているかにみえるその相互作用の下で,深刻な政治的外部性の可能性も同時に高まるということ,更に,アイデンティティの不断の挫折による人間と人間との関係における相剋性という状況の存在は,こうした Ekeh の社会的連帯の高度化という市民社会に関する基本的認識の破産を宣告しているように思われる.

Ekeh がやや批判めいた口調で語る,分業が単純で社会的交換の限定された機械的連帯の特質はこうした我々の思想展開の下ではむしろ生き生きとした肯定的色彩を帯びるものとなる. いわく,「個人が如何なる専門的機能も有していない以上,彼らが欠如しても集団は損害をこうむらない. 諸個人が結合した時でさえ,彼らが遂行する個々の機能は,それが相互補完時ではないので,何の影響も受けずもとのままである.」

- (18) R. Benjamin., The Limits of Politics, 1980.
- (19) 私的財(Private goods)の置かれた環境条件や社会的背景を無視して、満足を得る手段としての商品それ自体に注意を奪われすぎることが、実は、現代の商品物神崇拝の中心的局面であると下、ハーシュは述べている。
 - F. Hirsch., Social Limits to Growth, Harvard University Press, 1978.
- (20) P. ロザンバロン., 自主管理の時代 新田俊三訳 新地書房 1982.
- (21) A. Schutz., Collected Papers I, Hague, 1972.

参考文献

- (1) J. Attali., La parole et lóutil, 1975.
- (2) J. P. Baudrillard., La société de consommation, ses mythes, ses structures, 1970.
- (3) _____, Pour use critique de léconomie politique du signe, 1972.
- (4) _____, léchange symbolique et la mort, 1975.
- (5) ______, Le systéme des objects, 1968.
- (6) ______, Le miroir de la Production, 1973.
- (7) ボードリヤール・フォーラム編『シュミレーションの時代』JICC 出版局.
- (8) J. M. Buchanan., The Calculus of Consent, 1962.
- (9) ., The Limits of Liberty, 1981.
- (10) ______, Toward a theory of the Rent Seeking Society, 1980.
- (11) A. Downs., An Economic Theory of Democracy, 1957.
- (12) K. Dopfer., Economics in the future, 1976.
- (13) B. Frey., Modern Political Economy, 1978.

現代社会の存立構造の超克へ向けて

(29)

(30)

A. Gorz., Écologie et politique, 1975. (14)H. Guntrip., Psychoanalytic theory, therapy and self, 1971. (15)I. Illich., Shadow work, 1981. (16)., Deschooling Society, 1971. (17)______, Medical Nemesis, 1975. (18)______, Disabling Proffessions, 1977. (19)______, Useful unemployment, 1977. (20)R. Jaccard., Léxil intérieur, 1975. (21)木村 敏,「分裂病の現象学」弘文堂. 1975. (22)A. Kiev., Transcultural psychiatry, 1972. (23)S. Littlechild., The Fallacy of the Mixed Society, 1978. (24)萩野恒一,「状況の文化精神医学」『文化と精神病理』弘文堂. 1978所収. (24)______,「文化摩擦」と精神病理 新曜社. 1980. (25)______,「文化と狂気」(現代思想,†総特集『精神分裂病』所収) (26)(27)______,故郷喪失の時代,北斗出版.1979. E. Wittkover & R. Prince., A Review of transcultural psychiatry; (28)

American Handbook of psychiatry, vol II 1974.

象学とマルクス主義』I, II. 白水社. 1982.)

山之内 靖, 現代社会の歴史的位相, 日本評論社. 1982.

B. Wardenfels., Phänomenologie und Marxismus, 1975. (新田他訳『現

(172)